



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

865 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 1

○ 教育委員会告示

*4 和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正 1

告 示

和歌山県告示第865号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 奥谷池地区
- 2 確定年月日 令和4年7月26日
- 3 工事を完了した時期 令和6年6月25日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月17日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(複写の申込み) 第3条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入の上、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。 (1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。				(複写の申込み) 第3条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入の上、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。 (1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。			
複写物の種類等		複写料金		複写物の種類等		複写料金	
電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	略	略	略	電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	略	略	略
	カラー	略	略		カラー	略	略

--	--	--	--

マイク ロフィ ルムか らの電 子式引 伸印画	白黒	1枚につ き30円
--	----	--------------

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等に
ついては、片面を1枚として算定する。

(2) 略

(2) 略

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

資料複写申込書

担当 印	
---------	--

年 月 日

和歌山県立図書館長 様

下記の条件を了承の上、図書館資料の複写を申し込みます。

記

- 1 複写は、著作権法第31条の規定に基づき、調査研究を目的とする場合に限ること。
- 2 著作物の一部分について、1人につき1部のみ複写とすること。
- 3 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、申込者とその責任を負うこと。

氏名	
住所又は貸出利用券番号	

資料名	複写箇所 (ページ)	枚数	
		カラー複写	白黒複写
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	～	枚	枚
	合計	枚	枚

備考 国立国会図書館がデジタル化した資料の複写を申し込む場合は、書誌IDを資料名の欄に、
コマ番号を複写箇所の欄にそれぞれ記入すること。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。